

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3143号)

令和7年1月23日

横情審答申第3143号  
令和7年1月23日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に  
ついて（答申）

令和4年9月27日旭税第429号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「広聴案件「市政ダイレクト広聴2022-900005」の処理について（令和4年度 文書番号旭税第259号）」及び施行文」の個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「「広聴案件「市政ダイレクト広聴2022-900005」の処理について（令和4年度 文書番号旭税第259号）」及び施行文」の保有個人情報を特定し、開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和4年7月20日付横浜市旭区役所税務課担当課長A記名により、6月30日に文書でいただいた「固定資産の価格に基づく収納に対する不服申出書」について旭区税務課収納担当として次のとおりお答えします。「過納税金の還付」について、特定個人様のこれまでの納付額は、課税額に基づいて納付いただいております。現在、過納金はありません。・・対し行った施行文書写しの開示」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年8月15日付で行った「「広聴案件「市政ダイレクト広聴2022-900005」の処理について（令和4年度 文書番号旭税第259号）」及び施行文」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件本人開示請求書の記載から、令和4年6月30日付で提出した「固定資産の価格に基づく収納に対する不服申出書」に対する施行文の写しを求めていると解し、本件保有個人情報を特定した。これ以外に審査請求人が求める文書は作成しておらず、保有していない。
- (2) 審査請求人は、本件処分の決定通知書の記載不備について主張しているが、開示する文書の件名、作成年度、文書番号等を正確に記載しており、不備はない。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。

- (2) 決定通知書の「1 本人開示請求に係る保有個人情報」欄には、請求案件を読み取らせないよう請求とは異にした表題が掲げられている。当該欄を「「固定資産の価格に基づく収納に対する不服申出書」について、及び施行文書」と補正した上で決定を求める。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 「市民の声」事業に係る事務について

横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を広聴情報データベースシステムにより管理し、市政の合理的運営等に役立てるために、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月市広聴第3940号。）に基づき、「市民の声」事業を行っている。市政ダイレクト広聴は、市民の意見等の一分類である。

- (3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人から実施機関に寄せられた意見等を市政ダイレクト広聴として受け付け、審査請求人へ文書で回答することについての起案文書とその施行文である。

- (4) 本件処分の妥当性について

本件本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が提出した「固定資産の価格に基づく収納に対する不服申出書」に対する回答の施行文について請求していると解される。

当審査会が本件保有個人情報を確認したところ、回答は、令和4年7月20日付で審査請求人に送付されたことが認められた。

したがって、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは是認できる。

審査請求人は、本件処分の決定通知書の記載が不適切であるかのような主張をするが、実施機関は開示する本件保有個人情報の名称を正確に記載しており、この主張も認められない。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を持定し、開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 9 月 27 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 10 月 28 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 6 年 11 月 21 日 (第309回第三部会)	・審議
令和 6 年 12 月 26 日 (第310回第三部会)	・審議